

新しい技術情報・基準・指針

設計・施工一括発注方式等における建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)について

1. はじめに

平成22年5月に定められた国土交通省成長戦略では、我が国の優れた建設産業が、海外市場において活躍の場を拡げ、世界市場で大きなプレゼンスを発揮する姿を目指すとされています。

また、海外においては、建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）を活用したデザインビルドの工事が多く実施されています。

そこで、設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式（以下「設計・施工一括発注方式等」という。）におけるコンソーシアムの活用が国内工事においても導入されることは、各種手続きの習熟や対応能力の向上により、建設産業の海外市場における工事への参加促進に繋がると期待されます。加えて、設計部門を持たない建設会社がコンソーシアムとして参加することが可能となるため、国内の設計・施工一括発注方式等による工事への競争参加者の拡大と、それによる工事品質の向上が期待されます。

国土技術政策総合研究所では、国内の設計・施工一括発注方式等による工事にコンソーシアムによる参加を可能とする手続き等を規定する参考として、国土交通省に設置された「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」において策定される運用ガイドライン(案)の原案を検討しましたので、その概要を紹介します。

2. 運用ガイドライン(案)の概要

2.1 コンソーシアムの形態

コンソーシアムとは、建設会社と工事の設計について委託される建設コンサルタントによって構成されるグループの形態です（図-1参照）。

2.2 対象工事

対象工事は、設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式を適用させる土木関係工事をしています。

2.3 主な規定

- (1) コンソーシアムによる参加の場合には、建設コンサルタントにも参加要件を課します。
- (2) 設計担当の技術者として、管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者の配置を求めます。
- (3) 総合評価落札方式における技術提案として、設計に関する技術提案も求め評価します。
- (4) コンソーシアムによる参加の場合には、建設コンサルタントに対し設計部分の業務成績評定を実施します。
- (5) コンソーシアムによる参加の場合には、建設コンサルタントの見積書の写しを発注者に提出させ、契約後、当該見積額による契約・支払について建設会社に対して履行を求める。

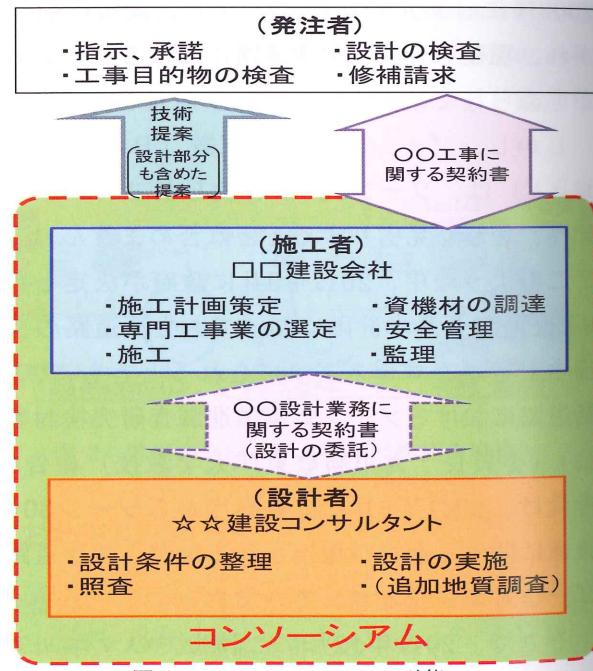


図-1 コンソーシアムの形態

3. おわりに

運用ガイドライン(案)の詳細については、国総研ホームページの下記URLを参照願います。
<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/kokusai.html>